

菴有リ、彼ゾ彼ゾト各音ヲ高クシツ、云ケルヲ、狗聞テ驚キ出テ打見テ、此ノ來タリシ男ノ顔ヲ見ルマ、ニ菴ニ返入テ、暫許有テ狗女ヲ前ニ突立テ菴ヨリ出テ山ノ奥様ニ行キケルヲ、立衛衛○字恐誤ムテ多ノ人射ケレドモ更ニ不當ズシテ、狗モ女モ行ケレバ、追ケレドモ鳥ノ飛ブガ如ニシテ山ニ入ニケリ、然レバ此ノ者共モ、此ハ只者ニモ非ヌモノ也ケリト云テ皆返ケリ、此ノ前ニ行タリケル男ハ、返ケルマ、ニ心地惡ト云テ臥ニケルガ、二三日有テ死ニケリ、然レバ物思エケル者ノ云ケルハ、彼ノ狗ハ神ナドニテ有ケルナメリトゾ云ケル、糸益无キ事云タル男也カシ、然バ信无カラム者ハ、心カラ命ヲ亡ボス也ケリ、其ノ後其ノ狗ノ有所知タル人无シ、近江ノ國ニ有ケリトゾ人云傳ヘタル、神ナドニテ有ケルニヤトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔古今著聞集魚二十禽獸〕後白河院の御時、兵衛尉康忠と云もの候けり、三條鳥丸殿の兵亂の夜うせにし者なり、仁安の頃、黒まだらなるを、とこ犬の異體なる院中に見えけり、ある者の夢に、康忠院中に祇候のこゝろざし深く、此犬になりたる由見たりける、あはれなる事なり、

〔玉海〕承安二年五月廿九日丁酉、早旦問穢事於候院之人々、各答云、昨日寅刻許、御寵犬大斑云々夭死云云者、彼兩人等定觸穢歟、

〔百練抄後十鳥羽〕建久元年八月廿日壬寅、感神院拜殿内、有犬行道事、遣御藏小舍人、被實檢云々、

〔百練抄四十四條〕嘉禎元年六月廿九日庚寅、晝御座上、遣犬矢事、於藏人所被行御卜、

〔古今著聞集魚二十禽獸〕越中國高崎郡に、左兵衛尉平行政と云者の、まだらなる犬をかひけるが、月の十五日には、必斷食をなんしける、魚鳥のたぐひに限らず、すべて物をくはざりける、これもあみだ佛の悲願を報じ奉る故にや、ふしぎに有難き事也、

〔新著聞集四勇烈〕犬虎ともに噬

秀吉公、大坂の城に虎をかわせたまふ、其餌に、近國の村里より犬をめされしに、津の國丹生の山